

別表六（二十一）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「基準雇用者割合3」は、「当期の開始の日の前日における雇用者の数1」が零である場合には、記載を要しません。
- 3 「(3) ≥ 8%若しくは(3) ≥ 10%又は(1) = 0の場合 12」は、平成30年改正法附則第91条第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「(3) ≥ 8%若しくは」を消し、その他の場合には「若しくは(3) ≥ 10%」を消します。
- 4 「(3) < 5%又は(3) < 10%の場合 14」は、平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用を受ける場合には「(3) < 5%又は」を消し、その他の場合には「又は(3) < 10%」を消します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{税額控除限度額} \\ (12)、(13) \text{又は}(14) \\ (4) < (5) \text{の場合は} 0 \end{array} \right]$$
 15 は、平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用を受ける場合には、同欄中「(12)、(13)又は(14)」とあるのは、「(12)又は(14)」として記載します。
- 6 「基準年度」は、措置法第42条の12第1項の規定の適用を受ける又は受けた事業年度（同条第2項に規定する要件適格法人の(1)から(4)までに掲げる規定の適用を受ける事業年度及び同項に規定する要件適格連結法人の(5)から(9)までに掲げる規定の適用を受けた連結事業年度を含みます。）に記載します。
 (1) 措置法第42条の11の3第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
 (2) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の2第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
 (3) (1)に掲げる規定に係る措置法第52条の3第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
 (4) 措置法第42条の11の3第2項の規定
 (5) 措置法第68条の15第1項（地方活力向上地域等において特定建物等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定
 (6) (5)に掲げる規定に係る措置法第68条の40第1項又は第4項（特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例）の規定
 (7) (5)に掲げる規定に係る措置法第68条の41第1項から第3項まで、第11項又は第12項（準備金方式による特別償却）の規定
 (8) 措置法第68条の15第2項の規定
 (9) 措置法第68条の15の2第1項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定
- 7 「適用年度」の各欄は、次により記載します。
 (1) 措置法第42条の12第4項第14号に規定する計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度ごとに、別表六（二十一）付表の「基準雇用者数等の計算に関する明細」の各欄に準じて計算した数を記載します。
 (2) (1)で記載した数のうち措置法第42条の12第2項に規定する準地方活力向上地域内にある同条第4項第2号に規定する特定業務施設に係る数を当該各欄の内書に記載します。
 (3) (1)及び(2)で記載した数の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。
- 8 当期が1年に満たない場合（9の場合を除きます。）には、

$$\left[\begin{array}{l} \text{「地方事業所特別税額控除限度額}^{26}\text{」中} \\ 30\text{万円} \times ((25) - (25\text{の内書})) + 20\text{万円} \times (25\text{の内書})^{26} \end{array} \right]$$
 「30万円」とあるのは $\left[30\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \right]$ と「20万円」とあるのは $\left[20\text{万円} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \right]$ として記載します。
- 9 措置法令第27条の12第19項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する2年を経過する日を含む適用年度において同項各号に掲げる場合に該当する場合には、

$$\left[\begin{array}{l} \text{「地方事業所特別税額控除限度額}^{26}\text{」中} \\ 30\text{万円} \times ((25) - (25\text{の内書})) + 20\text{万円} \times (25\text{の内書})^{26} \end{array} \right]$$
 「30万円」とあるのは

$$\left[30\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12} \right]$$
 と、「20万円」とあるのは

$$\left[20\text{万円} \times \frac{\text{当該事業年度開始の日から認定日を含む事業年度等の開始の日以後3年を経過する日までの期間の月数}}{12} \right]$$
 として記載します。